

応援します！誰もが幸せに暮らせるまちづくり！！

声・手・心 つないで人の輪 地域の和

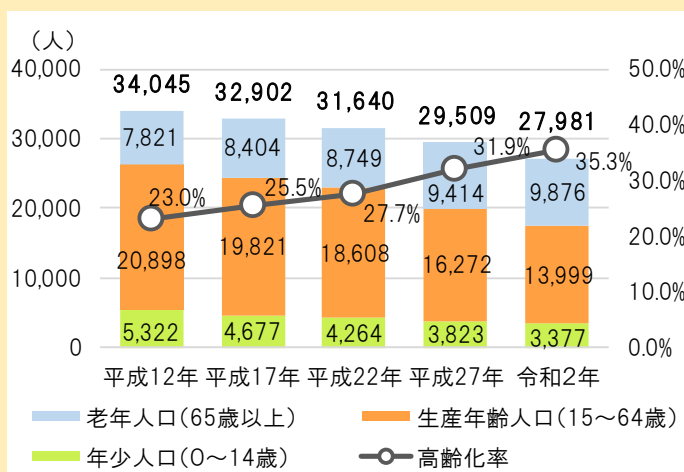


第4期うきは市地域福祉計画・地域福祉活動計画ダイジェスト版

計画期間 令和5年度～令和9年度

① 人口データから見るうきは市の現状

●年齢別人口構成の推移



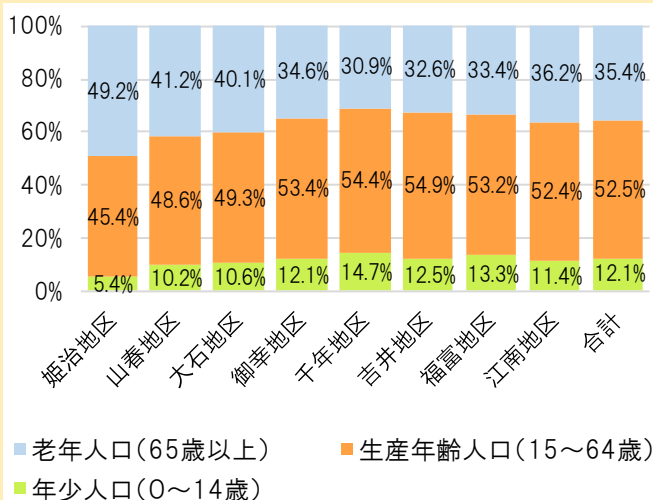
資料：国勢調査 ※合計人口には年齢不詳者を含む

うきは市の人口推移は減少傾向にあり、令和2年には 27,981 人と、平成 12 年の 34,045 人より 6,064 人減少しています。

また、年少人口、生産年齢人口が減少しているのに対し、老年人口は増加を続けており、少子高齢化が進行しています。

高齢化率は平成 12 年の 23.0%から、令和2年には 35.3%と 12.3 ポイント増加しています。

●地区別にみる年齢別人口構成の推移



資料：うきは市(令和4年4月1日)

令和4年4月1日現在、うきは市全体での高齢化率は 35.4%であり、約3人に1人が高齢者となっています。特に、姫治地区・山春地区・大石地区では、高齢化率が高くなっています。

また、15歳未満の比率(年少率)が高い地区と低い地区との差が、約3倍となっているなど、地区による差が顕著になっています。

うきは市人口	28,357人	総人口に占める割合
65歳以上	10,044人	35.4%
75歳以上	5,221人	18.4%
15歳未満	3,421人	12.1%

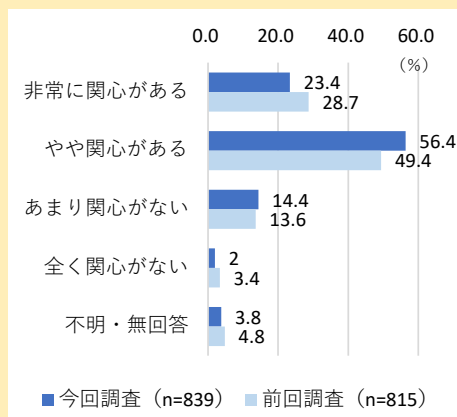
② うきは市民は地域福祉へ高い関心を持っています

令和3年にうきは市内にお住まいの方々を対象に意識調査を行いました。5年前に実施した前回調査と見比べながら、市民の皆さんの福祉観や近所づきあいの状況について見てみましょう。

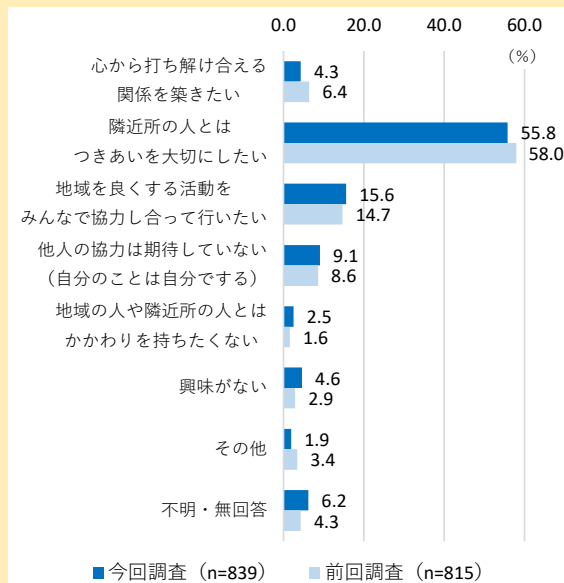


●地域での人と人のかかわりについての考え方

●福祉への関心の有無



「非常に興味がある」「やや興味がある」を合わせた『関心がある』人は約8割となっており、前回調査から継続して、住民の福祉への関心が高い状況が伺えます。



「隣近所の人とはつきあいを大切にしたい」が約6割と、前回調査と同様、最も高くなっており、隣近所を中心とした住民相互の協力が大切と考える人が多い状況が伺えます。

③ 今後、地域に求められること

市内11地区において座談会を開催しました。座談会では、「5年後の理想の地域像」をお聞きし、その理想に近づけるために、「個人や地域でできること」「行政や社協、関係機関と一緒にできること」を話し合いました。

理想の地域像

これから取り組むこと、求められること

交流やふれあいの充実、社会参加の促進

- ・コロナ禍により多くの活動が制限を受けているが、つながりづくりは大事。
- ・世代間で交流・情報交換できる場を地域でつくる。子育てしやすい地域づくり。
- ・高齢者が目標をもって働き、活躍できるようにすることが大事。

地域内の連携の推進

- ・地域の役職の負担をみんなで分け合えるようになろう。
- ・若い世代が地域活動に参加しやすいよう、若い世代の考え方に歩み寄ろう。
- ・区に加入することのメリットを伝えよう。

安全・安心を支える体制づくり

- ・一人暮らし高齢者等へ災害時の声かけが必要。
- ・自主防災組織の定着に向けた、防災訓練等の実施が大事。
- ・消防団の担い手の確保が必要。

見守りや相談ができるつながりづくり

- ・福祉小座談会等により、日頃から助けが必要な人の状況を地域で共有する。
- ・助けてと言いやすい関係づくりが大事。
- ・世代間で交流や情報交換ができる場を地域でつくる。

ボランティア活動の推進

- ・地域に根付いたボランティアがたくさんできるといい。
- ・地域のボランティアグループの継続にむけ、協力者の確保が大事。
- ・ボランティア活動を自分自身の健康づくり、生きがいづくりにつなげる。

④ 第4期うきは市地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定しました

うきは市では、障がいのある人もない人も、高齢者も若者も、誰もが等しく家庭や住み慣れた地域で、お互いに尊重し合いながら、ともに生きる「ノーマライゼーション」を実現するためには、すべての住民がともに支え合い、お互いを思いやる心を持つことが大切という認識のもと、第1期計画より、『声・手・心 つないで人の輪 地域の和』を基本理念とし、地域福祉の充実を図ってきました。第4期計画においても、引き続き、以下を基本理念とし、地域福祉の充実を図っていきます。

基本理念

声・手・心 つないで人の輪 地域の和

基本理念の実現にむけ、基本目標として、次の4つの柱を設定しています。

基本目標1 人と人がつながるために

1 交流・ふれあいを充実しよう

- (1)ふれあいの充実 ～多様なつながりを考えよう～
- (2)交流の場の確保 ～地域の資源を活用しよう～
- (3)社会参加の促進 ～様々なかたちの社会とのかかわり～

2 地域の連携を深めよう

- (1)身近な情報の活用 ～地域の絆で情報共有～
- (2)地域の連携体制の構築 ～世代・地域・団体を越えた連携～

基本目標2 安全・安心に暮らしていくために

1 支え合える関係を築こう

- (1)地域の見守りネットワークの構築 ～受援力を高めよう～
- (2)身近な相談ができる仕組みづくり ～気軽に相談～
- (3)孤独・孤立対策の推進 ～声をあげよう、声をかけよう～

2 安全・安心を支える体制をつくろう

- (1)権利擁護の充実 ～うきは市成年後見制度利用促進基本計画～
- (2)生活困窮者への自立支援の充実 ～安心できる生活へ～
- (3)再犯防止の推進 ～うきは市再犯防止推進計画～
- (4)防犯体制の整備 ～みんなで守ろう～
- (5)災害時や緊急時の支援体制の強化 ～備えて安心～

基本目標3 適切な福祉サービスを提供・利用できるために

1 情報提供・相談支援体制の仕組みをつくろう

- (1)情報提供の充実 ～見て・聞いて・伝えよう～
- (2)相談支援体制の整備 ～お任せ下さい、相談は～

2 サービスの維持・向上の仕組みをつくろう

- (1)サービスの維持・向上
～持続可能なサービスの提供をできるようにしよう～
- (2)安心して子育てできるまち ～子は宝～
- (3)苦情解決の推進 ～対等な立場で解決しよう～

基本目標4 誰もが地域福祉活動に参加できるために

1 つながる意識を高めよう

- (1)福祉教育・人権教育の推進 ～理解を深めよう～
- (2)福祉に関する広報・啓発の推進 ～情報に触れやすい工夫～

2 ボランティア活動を広めよう

- (1)ボランティア活動の推進 ～みんなで参加しよう～
- (2)コーディネート機能の強化 ～受け手と担い手をつなげよう～

●計画の期間

計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

なお、経済、社会、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間途中においても、必要に応じて見直しを行うものとします。



▲地区座談会の様子(千年地区)

基本目標 1 人と人がつながるために

1 交流・ふれあいを充実しよう

(1)ふれあいの充実 ～多様なつながりを考えよう～

孤立防止に向けて、地域の活動へ参加しやすい環境づくりや、誰もがその地域で様々な関わりを持ちながら暮らし続けられるような居場所づくりを進めます。

地域の居場所として、「よりあい」や「集いの場」、世代間交流等を展開していくとともに、コロナ禍においても感染症対策を徹底した新たなよりあい活動の検討や、障がいの有無や年齢の違いなどに関わらず、誰もが気軽に集い、ふれあいを深めることができる場や機会の充実を図ります。



▲地域の公民館等を活用した
居場所活動

(2)交流の場の確保 ～地域の資源を活用しよう～

地域住民が地域の活動へ参加しやすい環境をつくり、誰もがその地域で暮らし続けられるよう、地域の身近な公共施設等も活用し、交流の場づくりを進めていきます。

また、移動販売を活用した交流の場やコロナ禍でも行われている地域の人たちが集まる場の活用など、今あるさまざまな地域の資源を活用しながら、交流の場を確保していきます。



▲移動販売車を活用した交流の場

(3)社会参加の促進 ～様々なかたちの社会とのかかわり～

障がいの有無や年齢の違いにかかわらず、誰もが地域で活躍できる場や役割があり、生きがいのある生活が送れるよう、多様な就労の場づくりや就労支援、またボランティアや地域活動への参加支援を進めます。

また、社会参加の推進を図るため、利用しやすいうきはバスや予約制乗合タクシー等の整備に取り組むとともに、運転ボランティア等による移動支援の充実も図ります。



▲うきはバス

2 地域の連携を深めよう



▲福祉小座談会



▲協議の場

(1)身近な情報の活用 ～地域の絆で情報共有～

地域における課題や住民のニーズを把握するため、自治協議会、区長、分館長、民生委員児童委員、福祉委員、各福祉団体等との連携強化を図ります。また、民生委員児童委員や福祉委員等の地域の福祉の推進役の人たちに対し、交流・情報交換の場や機会を確保し、身近な情報を共有・活用する仕組みを構築します。

(2)地域の連携体制の構築 ～世代・地域・団体を越えた連携～

地域活動の活性化を図るため、地区自治協議会を中心とした活動を推進するとともに、住民をはじめ地区や各種団体などが互いに交流・連携を深め、地域のネットワークの構築を図ります。地域の連携体制を図っていくためには、若い世代を地域活動に取り込むことが重要で、若い世代が参加しやすいような地域づくりを目指します。行政区未加入者については、地域で加入するメリットを示すなど、ともに地域で活動していく意義を伝えていきます。

また、複雑化・多様化した課題を抱えた中で適切な支援を受けることができている人を行政や関係機関・関係団体・地域組織・地域住民の連携により把握し、適切な支援につなげるための仕組みづくりを進めます。

基本目標 2 安全・安心に暮らしていくために

1 支え合える関係を築こう

(1) 地域の見守りネットワークの構築 ～受援力を高めよう～

地域において、子育て家族や高齢者、障がいがある人など、悩みや課題を抱えた人が孤立することを防ぐとともに、登下校時の子ども達の安全確保に努めるため、地域全体での見守りネットワークを構築します。また、自分が困った時に周りに助けを求めたり、助けを受ける心構えも重要であり、そうした「受援力」を高めていくことも必要です。



▲新入学児童への黄色い傘配布

(2) 身近な相談ができる仕組みづくり ～気軽に相談～

民生委員児童委員や各種相談員などが地域住民の身近な相談相手になるよう活動の充実を図り、誰もが気軽に相談できる身近な相談窓口の充実を図ります。

また、複雑化・複合化した課題を含め生活に関する様々な悩みをワンストップで受けとめる「生活・福祉丸ごと相談」が、市民により身近な相談窓口となるよう情報発信、周知を推進します。



▲民生委員児童委員による
訪問活動

(3) 孤独・孤立対策の推進 ～声をあげよう、声をかけよう～

社会的に孤立し、自ら SOS を発信することができない人などの把握に努めるとともに、解決が難しい課題を抱えている場合などは、訪問による相談や多機関との協働による支援の調整を行います。

また、増加する不登校・ひきこもりの課題に対しては、訪問支援やフリースペースなどの居場所支援を図り、本人に寄り添った伴走型の孤立対策に取り組みます。



▲内職シェアステーション
Cococonne

2 安全・安心を支える体制をつくろう



▲成年後見制度、市民後見人
普及・啓発講座



▲老人クラブによる
フードドライブ活動

(1) 権利擁護の充実 ～うきは市成年後見制度利用促進基本計画～

誰もが住み慣れた地域で、地域の人々と支え合いながら、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができるよう、認知症等高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の権利擁護に向けた日常生活自立支援事業の推進や成年後見制度の利用促進を図ります。

(2) 生活困窮者への自立支援の充実 ～安心できる生活へ～

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済への影響が長期化する中、生活困窮は誰もが陥る可能性のある、社会で解決すべき課題となっています。

また、生活困窮世帯は住まいの問題や子どもの貧困など、課題が複雑化・複合化している場合も多くあり、そういった世帯に対し、相談支援や就労支援など、様々な支援を一体的に行うことで、世帯の自立を支援します。

(3)再犯防止の推進 ～うきは市再犯防止推進計画～

出所者を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることができる社会にするため、理解促進のための広報・啓発とともに、住まい・就労・保健医療・福祉等による多角的な支援を展開します。



▲社会を明るくする運動
(うきは保護区保護司会)

(4)防犯体制の整備 ～みんなで守ろう～

詐欺被害の防止に向けて、警察署等の関係機関と連携した防犯に関する講習会の開催等に取り組みます。

また、交通指導員や老人クラブ等による児童生徒への交通安全に関する活動や、うきは防犯協会と連携し防犯委員による防犯青色パトロールなどの防犯活動、防犯灯のLED化や安全安心見守りカメラの運用などに継続して取り組むことで、地域における防犯体制の強化を図ります。



▲防犯青色パトロール

(5)災害時や緊急時の支援体制の強化 ～備えて安心～

地震や大型台風・集中豪雨等の災害発生時に迅速に避難するために、避難支援を要する人の情報を、個人情報保護に配慮のうえ、地域と共有し、日頃からの見守り活動の推進や防災訓練の実施など、避難体制の強化と充実を図ります。また、市民一人ひとりの防災・減災意識の向上に向けた取組を進めます。



▲うきは市総合防災訓練

基本目標 3 適切な福祉サービスを提供・利用できるように

1 情報提供・相談支援体制の仕組みをつくろう

(1)情報提供の充実 ～見て・聞いて・伝えよう～

市や社会福祉協議会、自治協議会で実施している福祉サービスの情報をわかりやすく的確に伝えるため、出前講座や広報、ホームページやSNS等様々なツールを通じて情報を発信するなど情報提供を充実するとともに、情報の入手が困難な人へのきめ細かい配慮など、わかりやすい情報を提供するための工夫と充実を図ります。

(2)相談支援体制の整備 ～お任せ下さい、相談は～

相談支援に関わる各種支援センターなどの専門機関の充実を図るとともに、関係機関との連携を図り、不安や悩みを抱える人のさまざまなニーズに適切に対応できる相談窓口の充実を図ります。



▲地域の座談会における
福祉サービス等の情報提供



▲広報誌を活用した情報発信



▲視覚障がい者への
音声データ貸出

2 サービスの維持・向上の仕組みをつくろう

(1) サービスの維持・向上

～持続可能なサービスの提供をできるようにしよう～

利用者のニーズに対応した適切なサービスが提供できるよう、事業者やNPO法人などが連携し、それぞれの特性を活かした事業を展開することにより、サービスの質的向上や利用者の選択の幅の拡大を図ります。

また、不足しているサービスについて、利用者のニーズを適切に把握することで、新たなサービスの創設等も検討します。

写真後日追加

▲在宅医療介護連携センター事業
介護事業部会 講演会



▲通所型サービスB
(江南地区「なないろ」)

(2) 安心して子育てできるまち ～子は宝～

地域ぐるみで子どもを大切に見守り、安心して子どもを育てられる、子どもが安心して暮らせるまちづくりを推進します。

また、子育て中の保護者の悩みや不安によりそい、相談体制の充実や居場所づくりなどを進め、地域全体で支え合いながら、子育て家庭を支援することができる環境整備に努めます。

(3) 苦情解決の推進 ～対等な立場で解決しよう～

サービスを利用する中で問題が生じた場合に、利用者が事業者に対して弱い立場に立つことがないように、対等の立場で苦情や要望が言える環境を整備するとともに、利用者の苦情へ適切な対応を図ります。



▲子育て世代包括支援センター
「うきくる」

基本目標 4 誰もが地域福祉活動に参加できるように

1 つながる意識を高めよう

(1) 福祉教育・人権教育の推進 ～理解を深めよう～

年齢、性別、障がいの有無や国籍などにかかわらず、誰もが同じ地域社会の一員として尊重される社会の実現をめざすとともに、福祉に関する広報や啓発活動を充実し、福祉教育や人権教育の推進を図ります。

(2) 福祉に関する広報・啓発の推進 ～情報に触れやすい工夫～

地域住民がお互いに連携しながら行う交流活動など、支え合いの仕組みづくりの大切さや地域の福祉に関する情報について広報・啓発に努めます。また、地域住民が情報に触れやすいよう広報誌をはじめ、ホームページやSNS、防災無線等を活用した情報提供を推進し、住民の福祉意識の醸成を図ります。



▲小学校・中学校・高等学校における福祉教育の推進



▲まごころ製品販売会

2 ボランティア活動を広めよう

(1) ボランティア活動の推進 ～みんなで参加しよう～

地域の行事や活動拠点等を活用し、地域住民がボランティア活動に参加しやすい環境づくりに取り組みます。

また、専門性を活かした取組を行うボランティア団体や市民団体、NPO法人に対して支援を行い、ボランティア活動の充実を図ります。

さらに、ボランティアに関する意識啓発に努めるとともに、インターネットやSNS等様々なツールを活用した情報発信を行います。

(2) コーディネート機能の強化 ～受け手と担い手をつなげよう～

地域住民のボランティア活動への参加意欲を尊重するとともに、関係機関との連携を図りながら、ボランティアを必要とする人と活動したい人を結びつけるコーディネート機能の強化を図ります。



▲うきは市ボランティア連絡協議会
会員のつどい



▲地域における生活支援・移動支援の取組
(14区おたすけ隊・江南一九の会)



地域福祉活動の主役は地域に生活している皆さま自身です。「誰もが安心して暮らせるまちづくり」を進めていくためには、年齢や障がいの有無に関わらず、すべての人々が地域で役割を持ち、暮らしと生きがい、地域をともに創る、地域共生社会の実現に向けた取り組みが必要です。

そのためには、市民・自治協議会・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政、また地域の中で活動するボランティア、NPO法人、関係機関・団体、福祉サービス事業者・企業が連携・協働し、それぞれの役割を果たしながら計画を推進していくことが重要です。

「声・手・心 つないで人の輪 地域の和」の基本理念のもと、多くの皆さまのご支援とご協力をお願いいたします。



発行：うきは市／うきは市社会福祉協議会

うきは市 福祉事務所
〒839-1393

うきは市吉井町新治 316 うきは市役所西別館
TEL:0943-75-4961 FAX:0943-75-4963

Eメール:fukushi@city.ukiha.lg.jp

ホームページ:<https://www.city.ukiha.fukuoka.jp/>

社会福祉法人うきは市社会福祉協議会
〒839-1321

うきは市吉井町 347-1 うきは市総合福祉センター内
TEL:0943-76-3977 FAX:0943-76-4329

Eメール:ukiha@ukiha-shakyo.or.jp

ホームページ:<https://www.ukiha-shakyo.or.jp/>

発行年月：令和5年3月